

# 航空事故調査報告書

ローテック式パンサー2プラス型超軽量動力機

北海道石狩郡石狩町

平成元年10月5日

平成2年6月6日

航空事故調査委員会議決

委員長 武田 峻

委員 薄木 正明

委員 宮内 恒幸

委員 東 昭

委員 竹内 和之

## 1 航空事故調査の経過

### 1.1 航空事故の概要

ローテック式パンサー2プラス型超軽量動力機（複座）は、平成元年10月5日、北海道石狩郡石狩町の石狩川右岸河川敷にある石狩地区場外離着陸場において点検調整を受けていたが、点検調整の責任者が同場外離着陸場を離れている間に、点検調整の補助者が同機を操縦して離陸し、同機が同離着陸場近くに墜落し、大破しているのが、同日11時00分ごろ発見された。

同機には、操縦者のみが搭乗していたが、死亡した。

同機は、大破したが火災は発生しなかった。

### 1.2 航空事故調査の概要

#### 1.2.1 事故の通知及び調査組織

航空事故調査委員会は、平成元年10月5日、運輸大臣から事故発生 of 通報を受け、当該事故の調査を担当する主管調査官を指名した。

## 1.2.2 調査の実施時期

平成元年10月6日～7日

# 2 認定した事実

## 2.1 飛行の経過

所有者より機体及びエンジンの点検調整の委託を受けて、点検調整者（以下「A」という。）は補助者（以下「B」という。）とともに、平成元年10月5日、北海道石狩郡石狩町の石狩川河川敷にある場外離着陸場（付図－1参照）において、ローテックス式パンサー2プラス型の組み立てを行っていた。

事故の発生を発見した経緯はAによれば、次のとおりであった。

A及びBは、09時30分ごろから約40分かけて同機を組み立てた後、約1分間の試運転を実施したが、異常は認められなかった。引き続き機体の点検を行ったところ、左右主車輪の空気圧が不足していたのを発見したので、AはBを現場に残して必要な工具を取ってくるため、10時25分ごろ、同離着陸場を離れた。Aはこの際、Bに対して地上滑走練習ぐらいなら実施して良いが、機体のバランスが確認されていないので、気をつけるように言った。その後、Aは11時00分ごろ、必要工具をもって同離着陸場に戻ったが、同機が見えないので、付近を探したところ同離着陸場南端の南側約110メートル前方の同河川敷上の荒地に、機首部からほぼ垂直に突っ込んだ状態で墜落している同機を発見した（写真参照）。操縦席（前席）でBが倒れていたので声をかけたが、応答がなく、直ちに最寄りの電話ボックスから救急車を要請した。

事故発生時刻は、10時25分から11時00分ごろまでの間と推定される。

## 2.2 人の死亡、行方不明及び負傷

操縦者が死亡した。

## 2.3 航空機の損壊に関する情報

### 2.3.1 航空機の損壊の程度

大 破

### 2.3.2 航空機の損壊の状況

胴体	破損
主翼	一部破損
テールブーム	折損
エンジン	脱落破損
プロペラ	折損

### 2.4 航空機以外の物件の損壊に関する情報

なし

### 2.5 乗組員に関する情報

B 男性 27歳

Aによれば、Bの総飛行時間は約30時間であり同型式機の飛行経験はあるようであるが、その時間数は不明である。

また、平成元年7月11日に日本航空協会の技量認定を受けている。

### 2.6 航空機に関する情報

#### 2.6.1 航空機

型式	ローテック式パンサー2プラス型(複座)
購入年月	昭和62年11月

#### 2.6.2 エンジン

型式	ロータックス式503型
燃料	混合燃料(30:1)

### 2.7 気象に関する情報

事故現場の北西約5キロメートルに位置する石狩町地域気象観測所の事故当時の気象観測値は、次のとおりであった。

09時00分	天気	晴れ、風向	南東、風速	4メートル/秒
10時00分	天気	晴れ、風向	南東、風速	6メートル/秒
11時00分	天気	晴れ、風向	南東、風速	8メートル/秒

### 3 事実を認定した理由

#### 3.1 解析

- 3.1.1 Aが同離着陸場を離れている間に、Bが同機を操縦して同離着陸場を離陸し、何らかの原因により、同機は墜落し大破したものと認められる。
- 3.1.2 調査の結果から、同機が墜落する以前に不具合があったと考えられるような事実は発見できなかった。
- 3.1.3 燃料タンク内に残燃料が約3リットル確認されていることから、同機の燃料の枯渇はなかったものと推定される。
- 3.1.4 機体のバランスが確認されていなかったこと、また、Bは同型式機の操縦経験はあるようであるが、同型式機の操縦特性を十分把握していなかったと考えられることが同機の墜落に関与している可能性が考えられるが、これを確認することはできなかった。

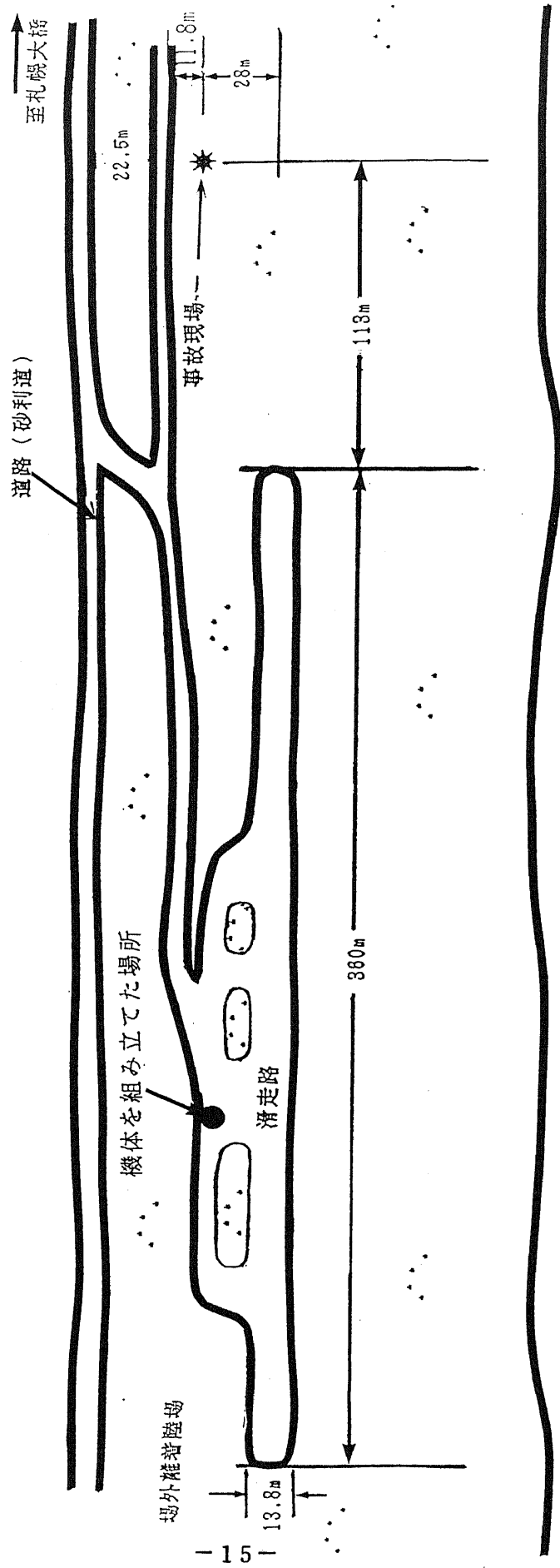
### 4 原因

本事故は、点検調整の責任者が場外離着陸場を離れている間に、点検調整の補助者が同機を操縦して離陸し、離着陸場近くに墜落したものと認められる。墜落した原因については明らかにすることができなかった。

付図-1 事故現場見取図



風 6~8m/sec



上流 ⇨

石狩川

⇨ 下流



写真 事故現場の状況

